

改正案		現行																							
<p>(使用料の徴収等)</p> <p>第27条 市長は、公共下水道を使用する者から使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、月の中途において使用者が使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開した場合においてもこれを徴収する。</p> <p>3 使用料は、次の各号の水量使用料と水質使用料との合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率及び当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た率を合計した率に1を加えた率を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(1) <u>水量使用料</u> <u>次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1立方メートル当たり 使用料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般排水</td> <td>公衆浴場（共同浴場を含む。）</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>その他の排水</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中間排水</td> <td>190円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特定排水</td> <td>240円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 水質使用料 特定排水で次に掲げる水質の汚水を排除する場合にあっては、<u>次の表</u>の水質区分に対応する金額の合計額に当該汚水の水量を乗じて得た額を前号の使用料に加算して徴収する。</p> <p>イ 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に200ミリグラムを超えるもの</p>		区分		1立方メートル当たり 使用料金額	一般排水	公衆浴場（共同浴場を含む。）	90円	その他の排水	140円	中間排水		190円	特定排水		240円	<p>(使用料の徴収等)</p> <p>第27条 市長は、公共下水道を使用する者から使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、月の中途において使用者が使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開した場合においてもこれを徴収する。</p> <p>3 使用料は、次の各号の水量使用料と水質使用料との合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率及び当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た率を合計した率に1を加えた率を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(1) <u>水量使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1立方メートル当たり使用料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般排水</td> <td>公衆浴場（共同浴場含む。） 70円</td> </tr> <tr> <td>その他の排水 120円</td> </tr> <tr> <td>中間排水</td> <td>170円</td> </tr> <tr> <td>特定排水</td> <td>220円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 水質使用料 特定排水で次に掲げる水質の汚水を排除する場合にあっては、<u>次表</u>の水質区分に対応する金額の合計額に当該汚水の水量を乗じて得た額を前号の使用料に加算して徴収する。</p> <p>イ 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に200ミリグラムを超えるもの</p>	区分	1立方メートル当たり使用料金額	一般排水	公衆浴場（共同浴場含む。） 70円	その他の排水 120円	中間排水	170円	特定排水	220円
区分		1立方メートル当たり 使用料金額																							
一般排水	公衆浴場（共同浴場を含む。）	90円																							
	その他の排水	140円																							
中間排水		190円																							
特定排水		240円																							
区分	1立方メートル当たり使用料金額																								
一般排水	公衆浴場（共同浴場含む。） 70円																								
	その他の排水 120円																								
中間排水	170円																								
特定排水	220円																								

改正案			現行				
ロ 浮遊物質量 1リットルにつき200ミリグラムを超えるもの			ロ 浮遊物質量 1リットルにつき200ミリグラムを超えるもの				
水質区分	項目別	1立方メートル当たり使用料金額		水質区分	項目別	1立方メートル当たり使用料金額	
		イ 生物化学的 酸素要求量	ロ 浮遊物質量			イ 生物化学的 酸素要求量	ロ 浮遊物質量
	200ミリグラムを超え300ミリグラム以下	12円	17円		200ミリグラムを超え300ミリグラム以下	12円	17円
	300ミリグラムを超え600ミリグラム以下	37円	49円		300ミリグラムを超え600ミリグラム以下	37円	49円
	600ミリグラムを超え1,000ミリグラム以下	81円	104円		600ミリグラムを超え1,000ミリグラム以下	81円	104円
	1,000ミリグラムを超え1,500ミリグラム以下	138円	175円		1,000ミリグラムを超え1,500ミリグラム以下	138円	175円